

議題 3

(仮称)ふるさとぎふ再生基金について

総合企画部総合政策課

1 設置の趣旨

県に返還される今回の返還金は、本来、県民生活の向上のために使途されるべき県民のためのお金であること、また、不正資金問題が二度と起こらないよう今回の不正資金問題を県政の教訓として将来的にも風化させないという認識のもと、県民から公募する事業や監査機能の充実強化に充てるため、基金を設置する。

2 基金の仕組み

(1) 基金の設置方法

県条例による設置

(2) 基金の運用方法

元本取り崩し型

次の理由から10年間程度をかけて取り崩し、県民の要望に応える事業を実施

- ・ 本来、県民生活の向上のために使途されるべき県民のためのお金であること
- ・ 職員の公金意識を高め、同じ過ちを繰り返さないという意識を将来にわたって徹底すること

基金総額は運用益を含めると最大で約20億円程度と推計。

(3) 基金の使途(対象事業)

基金は、次の事業に充てる

県民から公募する事業の実施

公募の考え方

- ・ 地域づくりや人づくりなど、明日の「岐阜県づくり」のための事業
(応募しやすいように厳格な要件は設定しない)
- ・ 多数の県民が広く受益できる事業
- ・ 複数年度にわたる継続事業も可
 当該事業の効果が著しく高い場合、2年度目以降は基金以外の財源での継続も検討
- ・ 実施可能性のある事業提案を公募

公募の対象者

- ・ 県内に在住又は在勤・在学中の個人又は県内に事務所を置く法人(団体)
- ・ 多数の県民が広く受益する事業内容であれば、上記以外の者の提案も可

公募の時期

- ・ 公募は前年度の夏季(7月～8月) 当初予算対応
 平成19年度は4～5月に公募実施 9月補正予算対応

県行政に対する監査機能の拡充強化

- ・ 監査委員事務局の監査強化策の一つである、予備監査業務の外部委託に係る経費に充当 予備監査業務の一部外部委託(3000～5000万円程度/年)

(4) 外部意見の反映

公募提案は県が一次評価を行った上で、「政策総点検フォローアップ委員会」の意見を聴き、その意見を反映させて実施事業を選定する。

(5) 選定過程の公表

応募の状況、政策総点検フォローアップ委員会での意見、選定結果などの選定プロセスをインターネット等により公表する。

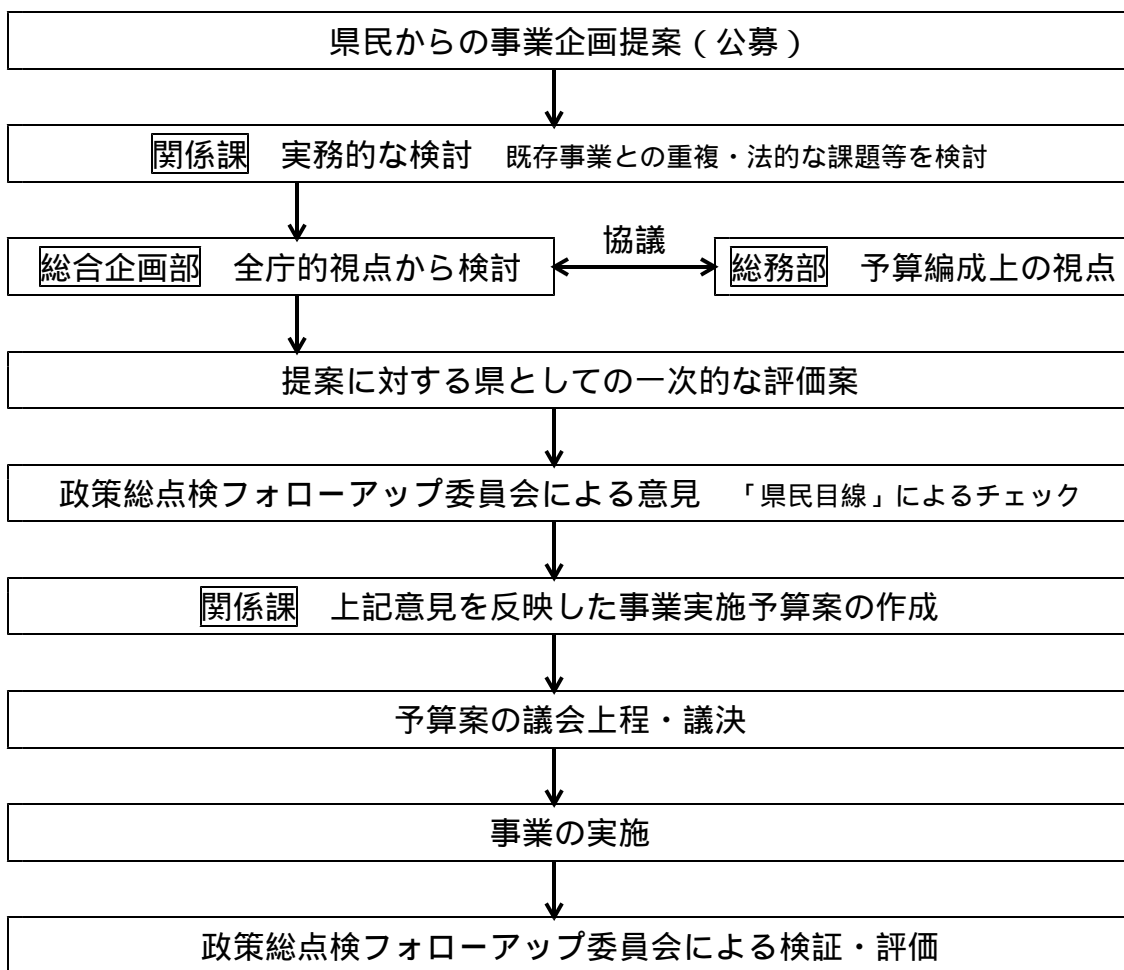
(6) 議会による承認

実施事業に係る予算案は議会に上程し、議決を得る。

(7) 事業の事後評価

事業実施後、毎年、効果や継続の必要性等について、「政策総点検フォローアップ委員会」において検証、評価を行う。

対象事業の選定の流れ



3 基金活用方策の見直し

基金活用方策については、事業の実績、政策総点検フォローアップ委員会による評価を踏まえて、一定期間経過後に必要な見直しを行う。

4 スケジュール

返還金による基金設置

平成19年第1回定例会(2月議会)で基金設置条例・関連補正予算の議決を得る。

具体的な事業実施 (例年のスケジュール)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
事業募集(総合政策課)	→										
提案検討(関係課等)		→									
選定 (政策総点検フォローアップ委員会意見を反映)				→ (2年度以降は前年度事業の評価もあわせて実施)							
予算案作成(関係課等)				→							
議会における予算案審議								(上程)	(議決)		
事業実施(関係課等)										→	

(注) 平成19年度は、4～5月に公募を行い、9月補正予算で事業化